

# 福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会 第1回委員会議事録

1 日時 平成20年2月7日(木) 午後2時00分～4時00分

2 場所 杉妻会館4階「牡丹A」

3 出席者

①第三者委員会委員

佐藤和子、佐藤弘子、塩谷博康、進士徹、羽田博子、山川充夫  
以上6名(1名欠席:50音順、敬称略)

②事務局

児玉正敏 農林水産部技監

(経営支援領域)

江田和行 循環型農業グループ主幹 ほか

(農村整備領域)

廣比雄一 農村整備領域総括参事

角田正廣 農村環境整備グループ参事 ほか

(福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会)

渡部敏則 会長

後藤庸貴 事務局長 ほか

司会:宗形和雄 農村環境整備グループ主幹

司会（宗形主幹）

ただ今より、福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部農村環境整備グループ主幹の宗形でございます。

はじめに、委員会に先立ちまして、「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」委員の委嘱状交付を行います。

順番にお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ち願います。

佐藤和子様

佐藤弘子様

塩谷弘康様

進士徹様

羽田博子様

山川充夫様

ありがとうございました。以上をもちまして、「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」委員の委嘱状交付を終了いたします。

それでは、これより「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」第1回委員会を開催いたします。

はじめに、児玉農林水産部技監からごあいさつを申し上げます。

児玉技監

農林水産部技監の児玉でございます。私から、農林水産部長のあいさつを申し上げます。

「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」の開催にあたりごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、公私共にお忙しいところ、本委員会委員にご就任をいただき誠にありがとうございます。今後、本対策の発展のため、ご指導・ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、農地・水・環境保全向上対策は、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮と、環境と共生する農業を推進するものとして、平成19年度から実施されたものであります。

県といたしましては、本対策が農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るための重要な施策であると認識し、関係機関・団体等との連携を図りながら、広く活用されるよう積極的に取り組んでいるところであります。

今年度の取り組み状況は、共同活動支援交付金分として県内47市町村の595活動組織、営農活動支援交付金分として県内7市町村の18活動組織となっております。

本対策においては、国と県がそれぞれ第三者機関を設置し、国が設置する第三者機関においては施策全体の評価を行い、一方、県が設置する第三者機関においては、活動組織の活動状況を評価し、指導・助言をいただくこととなっております。また、県の第三者機関が行う評価結果は

国の第三者機関の評価に反映させることとされております。

本日は、本対策の概要や平成19年度の取り組み状況などについてご説明申し上げることとしております。委員の皆様には本対策の趣旨をご理解いただきまして、本県農業・農村の活性化に向け活発なご審議をいただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

司会

それでは、改めて委員の皆様をご紹介します。

はじめに、特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター副理事長の佐藤和子委員でございます。

次に、飯舘村「いいたて・までいユニット」応援団長の佐藤弘子委員でございます。

次に、福島大学行政政策学類教授の塩谷弘康委員でございます。

次に、NPO法人あぶくまエヌエスネット理事長の進士徹委員でございます。

次に、福島県消費者団体連絡協議会長の羽田博子委員でございます。

次に、福島大学理事・副学長の山川充夫委員でございます。

なお、福島県農業会議事務局長の田中亮委員は、本日、所用のため欠席されております。

以上、7名の委員のうち、過半数を超える6名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本委員会設置要綱第5条第1項の規定により、本日の委員会は有効に成立しております。

また、本委員会は県の「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会議の開催については事前に広報するとともに、会議は県民に対して公開することになっているため、会場には傍聴席を設けておりますのでご了承をお願いいたします。

(委員長・副委員長の選任)

本日の第三者委員会は初めての委員会でございますので、委員長と副委員長を選出することとなります。本委員会設置要綱第4条第1項の規定によりまして、委員会の委員長・副委員長は「委員の互選により定める」とされております。

委員長・副委員長の選任についてご意見がありましたらお願いします。

佐藤弘子委員  
司会

初めてなので、事務局で案がありましたらお願いします。

ただ今、事務局の提案があれば示してほしいという意見がありました。が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、事務局から提案をお願いします。

事務局

(角田参事)

事務局より提案させていただきます。委員長には、農業・農村に幅広い見識をお持ちであります福島大学の山川委員にお願いすることをご提

案申し上げます。

また、副委員長には、住民活動に幅広い見識をお持ちである佐藤和子委員にお願いすることをご提案します。

司会

ただ今、事務局により、委員長には山川委員、副委員長には佐藤和子委員にお願いしてはどうかとの提案がありました。いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、委員長には山川委員、副委員長には佐藤和子委員にお願いしたいと存じますが、お引き受けいただけますでしょうか。

(山川委員 佐藤和子委員 了承)

皆様の互選により、委員長には山川委員、副委員長には佐藤和子委員が選任されました。山川委員は委員長席にお移り願います。

ここで、山川委員長からごあいさつをいただきます。

委員長

山川でございます。ただ今、委員長に選任されました。

(山川委員)

この委員会ですけれども、「農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」という長い名称です。現在、農業・農村・農地が抱えている問題は、それだけ複雑な内容を持っているのだらうということです。

これをどのように考えるのかということですが、農業・農村・農地には、多様な機能ということがございます。既に、こうしたことがいわれてから久しくなるわけでありましてけれども、一向に農業・農村の状況は改善されない。

一方では「限界集落」という新しい言葉が出てくるような非常に厳しい状況があります。これまでは「過疎」とか「中山間」ということはいわれておりましたけれども、もうなくなってしまうのではないかという意味での「限界集落」という言葉があり、そして、そのほとんどが農業・農村の中山間地域にあるということです。

しかし、中山間地域については、直接支払制度を含めた手当がなされておりますけれども、平場農村を含めた農地・水・環境の保全ということについては、なかなか手をつけられなかったと理解しております。

その面で、今回、こうしたものが出てくるという流れを見ますと、これは単に、農村地域だけではなく、私がほかのところでもかかわっております中心市街地においても、これまで商業や産業という観点が重視されていたものですから、地域の状況をどう改善していくのかという意味で、地域全体を巻き込むという動きが出てきております。私がこの話を伺ったときに、これはある面で、そうしたものの農村版に近いのかなと直観的に感じたわけです。

もう一つは、恐らく財政の問題ということであったのだらうと思えます。これまで、農業・農村・農地といったことについて、一定の財政的な投資がなされ整備されてきています。そういう面でいえば、いわゆる近代化が進んできたわけでありましてけれども、しかし、今、グローバル

化されてきている中においては、それだけでは対応できないということが一方であるわけです。

しかし、農業・農村・水といったものは、単に農業・農村にだけ問題が限られるわけではなくて、都市の部分においても、大変に大きな影響を持っています。そうした面で、農村地域の環境をどう保全し、改善していくのかということは、農村だけの問題に限らず、地域全体、さらには国土の発展全体とかかかわってきていると感じてきているわけです。

さらにまた、農村が疲弊していくということは、水問題についても、外国から穀物を通じて水を事実上輸入しているのではないかという批判も国際的にあるわけです。

したがって、今回のこうした第三者委員会が、どれほど生産に関して貢献できるのかということについては未知数な部分がありますけれども、少なくとも、今申し上げました環境ということについて見れば、私たちがきちんとした意見交換をする中で評価していく、あるいはアドバイスしていくことが必要であろうと感じております。

そういった面で、これからさまざまな議論をさせていただくわけですが、よろしく願いいたしまして私のあいさつとさせていただきます。

司会

ありがとうございました。続きまして、佐藤和子副委員長から自己紹介を兼ねて一言お願いします。

副委員長

副委員長を仰せ付けられました佐藤です。

(佐藤和子委員)

私は、ふくしまNPOネットワークセンターで、中間支援センターとしてのNPOという立場でやっています。

私はもともとは、まちづくりの方をやっておりました。農業・農村や、水・保全といったことは莫大なのかなと思っておりましたが、農村は農村、都市は都市というようなことではなく、農村の人たちが住居として考えていたり、農業をやめて住宅地として使っておられる住民の方が増えてきています。そのような状況を踏まえると、やはり農村であっても、住宅としてのクオリティをきちんと整備しなければならないだろうと思います。

また、都市部ではうるおいのない生活をしている人もいます。農村とか川とか環境といったものに対して、そういうところにあこがれとか違う世界を求めている人たちもたくさんおられます。汗を流したいとか、何かお手伝いをしたいとかという人たちもたくさんおられるので、その辺をうまく事業の中で展開できたらいいのではないかと思います。

何かお手伝いできるのかなと思ひましてお引受けいたしました。よろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。

ここで、県側の職員をご紹介します。

児玉 農林水産部技監

廣比 農村整備領域総括参事  
角田 農村環境整備グループ参事  
江田 循環型農業グループ主幹

続きまして、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会側の職員をご紹介します。

渡部 会長  
後藤 事務局長  
阿部 県北支部事務局長  
玉川 会津支部事務局長  
武田 相双支部長  
以上でございます。

それでは、本委員会設置要綱第5条第2項に「委員会の座長は委員長を充てる」とされておりますので、これより議長を山川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

座長  
(山川委員長)

それでは、これから議事を始めたいと思います。

報告事項、協議事項、そして意見交換に分かれておりますが、まず報告事項でございます。①の「委員会の業務等」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(佐藤主任主査)

(資料に基づき、委員会の業務について説明)

座長

①の委員会の業務等についてご質問がありましたらいただきたいと思ひます。

積極的にご意見をいただければと思ひます。また、毎年度やるものと3年次に何をやるのかということですよ。

それでは、報告事項の2番目、「制度の概要について」ということで説明をお願いいたします。

事務局  
(佐藤主任主査)

(資料に基づき、制度の概要を説明)

事務局  
(及川主査)

座長

ありがとうございました。では、いっぺんにはなかなか分かりませんので、素朴な疑問でも結構でございます。出していただければと思ひます。

なお、具体的なイメージは後のところで事例が出てまいりますので、そのときに改めてご意見をいただければと思ひますが、差し当たりのところでいかがでしょうか。

羽田委員

この制度についていろいろ説明がありましたが、こういうことを初めてやるのか、今までこういうことをやっていなかったのかということですよ。

事務局

こういったことをやるために、平成18年度に国の方で実験事業を実施

(角田参事) しておりまして、福島県では16市町村で実験事業に取り組みまして、その中でいろいろデータを集積して、19年度から事業制度を立ち上げました。

羽田委員 ということは、今まで水路などのおそうじというのは、全く補助金ではなくて、各自、農家の方々がやっておられたのですね。

事務局 (角田参事) そのとおりです。もともとは農村地域には「結い」というものがありまして、共同で道路の道普請とか草刈りなどをやっていたのですが、最近、過疎化、高齢化、また混住化などにより、なかなかそういったことがうまくいかないということになりまして、そういったことを何とか是正して、村ぐるみの機能を維持するためにこういったことをしてはどうかということで、農家の方と非農家の方と一緒に組織することによって補助金を出そうという制度でございます。

座長 今までは、ハードにはお金が出て、その後の補修については集落でやってくれということだったものを、そののところも見ましようという理解でよろしいですか。

事務局 はい。

座長 ほかにいかがでしょうか。

塩谷委員 資料の19ページですが、対象地域と対象活動の組織について2点ほど伺いたいと思います。

まず、対象地域の設定は、この図に、集落単位、水系単位、事業単位とあります。特に水系単位あるいは事業単位ということですので、場合によっては市町村を越えるということが考えられますが、実際に補助を行うものに市町村が入っているということは、活動組織の事例としては市町村を越えるものはないという理解でよろしいのかということが1点です。

また、構成についてですけれども、農業者だけでなく地域住民等とありますが、この構成割合といったところに特に要件があるのかないのか、この2点について教えてください。

事務局 (角田参事) 他県には、市町村を越えている例もございます。福島県の場合は地域協議会が1つだけございますけれども、よその県においては、地域協議会を2つ、3つとつくっている事例がございます

1つの事例としては、だいたい町村の9割近い農地を1つの活動組織としてまとめた事例がございます。これは特殊な事例ですが、西会津町や柳津町などはそうした事例です。それで町の方がそれを取りまとめて、あとは自治会単位で集結しているというパターンがございます。

また、構成割合については、基本的には農業者と非農業者といったことになっておりまして、その組み合わせについてはさまざまでございます。それについては後で事務局の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

座長 ありがとうございます。補足等はございますか。

事務局 (宗形主幹)	事務局	本県の場合、町村を越えているのは、会津坂下町と会津美里町にまたがっている地区が1地区だけございます。
事務局 (佐藤主任主査)	塩谷委員 座長 事務局 (宗形主幹) 座長 佐藤弘子委員	また、どういう構成の形が多いかということですが、後ほどもご説明いたしますが77ページの資料でございます。県内の平均的な活動組織ということでまとめたものでございますが、平均的な構成が、農業者55人で非農業者8人、参加団体が7団体ということです。参加団体の内訳につきましましては、48%が消防団、老人会、19%が自治会、あとは女性会、子供会というような組み合わせに分かれております。
		構成比についてはどうでしょうか。
		つまり、農家1戸だけでもいいのかということですね。
		構成比につきましましては要件とされておりません。あくまでも農業者と非農業者で構成されるということです。
		ほかにいかがでしょうか。
		2階建になっている営農活動について、既に始まったものがあるのか、それとも、これから出発するにあたっての準備に取りかかっているのか、説明していただければと思います。
事務局 (江田主幹) 佐藤弘子委員	事務局 (江田主幹) 座長 進士委員	2階建部分につきましましては、平成19年度で、おおよそ460haで取り組んでおります。
		ということは、これからもそれに習って進め、動き出すことになると理解していいんですね。
		平成20年度に向けて要望を取りまとめているところでありまして、栽培面積等につきましましては大幅な増が見込まれております。
		そのほかにございますか。
		ページでいうと36、37ですが、実際に取り組んでいる地域がそうした組織をつくって、その地域の農業の環境維持・保全をするということだと思います。実際、農業者にとって、作業するのはお手のものですが、書類をこうして整理するとか、規約をつくるだとか、そうした面に関しては、ノウハウを持っている人が少ない現状だと思います。
		その中において、行政で一番近い存在は市町村の農林課が恐らく窓口になっていると思いますが、その辺のオリエンテーションが十分に図られて、県内では595の組織ということになっていると思います。
		できるだけシンプルになっているのか、複雑なのか、直接にうちの集落もかかわっているのですが、「こんなに大変なら、もうやめっぺ」といったように、年度途中で考え方も変わってきて「どうすっぺ」「こうすっぺ」みたいなことになっていると思うんです。書類の簡素化ということの現状はどうなっているのでしょうか。
座長 事務局 (宗形主幹)	事務局 (宗形主幹)	書類づくりの簡素化や、どうサポートするのかということですね。
		具体的な活動組織において、今、進士委員が述べられたような悩みが一番多いです。経験がないということがまずありまして、そういったことをサポートするために、我々の方では、まず市町村の方に面倒を見て



いただくということが一つですが、報告書を作る上でのシステムを地域協議会の方でつくりまして、その説明会をやっております。

それですと、例えば作業日報をつくって、それに写真を関連づけてやるとできるようになっておりまして、そうしたものを使っていただく努力をしています。

また、国の方でも、書類があまりに多いのではないかという要望がございまして、平成19年の12月をもって、提出していただく書類を5割削減するとか報告書類を4割削減するとかといったことを打ち出してございまして、具体的にこれから、国の方に報告する資料としては割愛してもいいような気もするのですが、一方、国庫補助金もありますので、会計検査に対してどう説明するかという部分で、どうしても県段階で必要な書類もございまして、そうしたものについては、これから地域協議会と打ち合わせをしながら、例えば交付金をいただくための農地の算定の根拠とかといったものについては、国ではいらないと言ってくるけれども、県では必要だということで、それについてはまた打ち合わせをさせていただきたいと考えております。

その他には、今まで活動組織を見ていきますと、町村のOBの方とか、土地改良区の方がおられるとか、そういうところについてはかなり書類作成が手慣れております。また、活動組織によっては、部分的に土地改良区の方に委託をかけている場合がございます。それは、今回の交付金の使途上は問題ないとなってございますので、そういったこともあわせながら、何とか進めていきたいと考えております。

座長

私は、書類が減るというふうには思っておりません。最後の評価のところでは必ず、大学もそうですけれども、本当に細かいところまで要求されます。ですから、むしろ、どうサポートするかという仕組みを地域協議会の方できっちりしていただかないといけないのかなと思います。これは、国・県・市町村という段階のどこかを減らすといっても、どこかで点検しますので、そうすると、この書類が必要だということで、私としては、簡素化を要望しても、最後は会計事務作業が待っておりますので、むしろ、パソコンの活用などで省力化、しかも、そこに土地改良区を含めた経験のある人がいるということでサポートをする体制にしないと難しいのかなと思います。

羽田委員

素朴な質問で申しわけないのですが、今まで土地改良事業団体というのでしょうか、協力団体がございました。それとこれとの関係で、だぶっている部分があるのではないかという素朴な意見です。そういうものの調整というものは全部済んでいるのでしょうか。農業団体というと、有力な応援団みたいなものがあって、消費者側から見るとだぶっている部分がかかなりあるのではないかという疑いがあります。

だから、そういうものを誰が見ても分かるような形にしてもらって、「こういうのはこっちにしたんですよ」という説明もあった方が納得で

きるのではないかと思います。全体を読んでもさっぱり分からないし、例えば、35ページにいろいろ書いてありますけれども、こういう関係の補助金というのはこれ以外にはないのかどうか、かなりだぶっているのではないかという懸念もあるものですから、その辺の整理はきちんとなっているのかどうか、その辺についてお願いします。

事務局  
(角田参事)

今回の農地・水・環境保全向上対策というのは、土地改良事業等で作られた施設の適正な保全・管理ということです。我々の方では「資源」と呼びますけれども、例えば土地改良事業で作られた水路や道路、ほ場といったものをつくりますと、あとは受益者の方にお返しして、そちらの方で管理していただくということだったのですが、従来まではそういったことについて、自分たちの財産としてみんなで共同管理をしてきたわけです。

それが、だんだん高齢化や過疎化などで、自分のものを管理できなくなってきていますので、そうした部分について、今回、交付金でお手伝いをしようということです。

農村そのものについては、そうした施設を含めて、生産の資源ではあるのですが、同時に、例えば用水路というのは防火用水であったり、流雪溝であったり、景観形成の資源であったり、我々は「多面的機能」という言い方をするのですが、そういった多面的機能を、通常の生活の上で、生産も、多面的機能も、一緒にあわせてそこで生活していただくことで、そうしたものが維持されてきました。

しかし、そこから人間がいなくなると、だんだん生活しなくなってくると、そうした資源そのものの維持管理がだんだんできなくなってきています。そうすると多面的機能が失われてしまう。そうすると、都市の方が求めておられるような、もともとの日本の風景そのものがなくなってしまうという恐れがあって、そうしたことから現状の農村の機能を維持するための共同活動に対して交付金が適応されるということでございます。

ですから、新たにハードをつくるということではありません。それはそれで、別途の事業でやるような形になります。

それを、土地改良とか何かで続けてやるということなんですか。

そうです。

それとここの整合性というか、そこを提示してもらわないと。今、輸入食品でも問題になっていますけれども、そのところが日本の行政ではかなりだぶっている部分があるから、よその方から見ると農業や漁村というのは膨大じゃないか、それに道路関係のものが膨大になっていて、本当に生活に必要な部分までは税金が回ってこないという見方もあるわけです。一般の消費者からはそう見えるわけです。

そういう部分の整合性といいますか、はっきり分かるような説明です。農家の方々も、こちらでおっしゃっていたように難しいということがあ

羽田委員  
事務局  
羽田委員

りますし、一般の消費者から見ても、これだけ示されても、納得して頭に入る方というのは、よほど通でないとは分かりません。そういう部分をクリアにしていたければ、こういうものもやりやすくなるんじゃないかと思えます。

事務局  
羽田委員

後段で、浜、中、会津の事例でご説明したいと思っておりますが……。この写真の方を見て、こういうのも対象になるのかなというのは分かったんですが。

事務局  
(角田参事)

一番分かりやすい例で申し上げますと、例えば水路に関していいますと、側溝の突き合わせの部分ですが、そういったものの補修は、今回、交付金でやることができますが、水路そのものを大々的に改修するとかといったことは、今回の交付金の対象外になります。

また、ため池などの通常の見回りとか草刈りといったものは交付金の対象になっているのですが、例えば、大規模な改修とかということになりますと、今回の交付金の対象外になりますので、また別途の事業になります。

羽田委員

一言でいいますと、現存する施設の通常維持管理に要する費用は今回の交付金の対象ですが、それ以外のものについては別ということです。

それは、前段の資料を見ただけではなかなか分かりませんよね。普通の人には後段の方まで見ていないですから、そういうものについて、もっと分かりやすい説明があった方がいいのではないかと思います。

座長

私なりの解釈ですと、今まで農村でやれていた「結い」がなくなってしまって、やれていたことがやれなくなった。これを何とかてこ入れしないと景観を含めて維持できない。では、それを誰が担うのかといったら、土地改良区といった組織がある。こういうところに少し頑張っていたかどうかということではないかと受け止めています。

ですから、農村社会が維持できなくなっているのをどうしていくのかということで、新たにハードをつくるとか、お金がたくさんかかるような事業については別の事業でやるということです。

また後で具体的な事例を見た上で、さらにまたご意見をいただきたいと思えます。

羽田委員

もう一つ確認ですが、20ページに「農振農用地区域内の一団の農用地が対象」ということで、農振農用地でなければだめだということですね。

事務局  
(角田参事)

説明が不十分でしたが、交付金の算定面積にするのは農振農用地だけです。そのほかに農振白地等が一体的に付随しておりますので、活動対象区域としてはそこまで含めてもいいことになっております。

お金は、例えば農振農用地分の100haしかないけれども、実際にそれを含めて、水路は別なところまで走っていますので、そうすると一緒に管理する。だから、100haの農用地しかないけれども、実際の活動対象区域は120haでいいと、それは協定書の中にうたい込んでいただければいいことになっています。

座長 よろしいでしょうか。それでは、まだいくつか疑問があると思います。具体的な事例を見た上で、最後にまたご意見をいただきたいと思います。

事務局 (佐藤主任主査) それでは「制度の概要について」は、これでよろしいでしょうか。

事務局 (及川主査) 次に、協議事項ということですが、交付状況と取り組み状況について、一括して説明をお願いできればと思います。

事務局 (平野副主査) (資料に基づき交付状況、取組状況を説明)

座長 ありがとうございます。

事務局 (後藤事務局長) それでは、先ほど積み残したご意見があったかと思しますので、改めて今のスライドの具体的なものでも結構です。ご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

事務局 (後藤事務局長) 交付状況の報告のところで訂正したいところがありましたのでお願いします。49ページです。

座長 1番の(3)の県費のところの交付の月日が異なっておりました。平成12年2月中旬となっておりますが、これは平成20年2月中旬ということで訂正をお願いいたします。

事務局 (後藤事務局長) はい。真ん中のところですね。

座長 はい。もう一つ、一番下の欄ですが、市町村に関しましても平成19年になっておりますが、平成20年の2月中旬に訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

事務局 (宗形主幹) 49ページのちょうど真ん中の交付のところの右、平成19年を20年、同じく一番下の行の右側、19年を20年に変更するということですね。

座長 どうぞ、ご質問、ご意見をお願いします。

事務局 (宗形主幹) では、私の方から1つお願いします。今、3つの事例が紹介されたのですが、19ページでいうと、この3つの事例はどれにあたるのですか。

座長 集落単位という分類になるかと思えます。県内はほとんど集落単位です。

事務局 (宗形主幹) はい。ほかにいかがでしょうか。

塩谷委員 まず全体的なことで考えたいのですが、55ページに県内の取り組み状況として市町村別の一覧がありますけれども、47市町村が取り組んでいるということですが、13市町村が取り組んでいない。また、地域別のデータを見ても、かなりばらつきがあるという印象です。そもそも、取り組んでいない市町村はどういう理由から取り組んでいないのでしょうか。

事務局 (宗形主幹) また、カバー率であるとか、あるいは組織の数、面積等に違いがありますけれども、これは地域的な特質であるとか傾向があるのか、つまり、

市町村の取り組み自体によってこういう大きな差が出るのか、あるいは、中山間地域だから、平場地域だから、ということがあるのかどうか。

もう1点ですが、そもそもこういう組織というのは、どういう形で立ち上げているのでしょうか。もとになる何か既存の組織があって、そこが中核になって立ち上がってくるのか、そのあたりは市町村によっても違いがあるのかもしれませんが、この制度をどういう形で広報してこういう組織が立ち上がってきたのか、そのあたりの経緯を教えてください。

座長  
事務局  
(宗形主幹)

お願いします。

まず、最初にいわれた、取り組まない市町村ですが、県内には60市町村があり、そのうち桧枝岐村につきましては農振農用地がありませんので59市町村になります。

そのほか12市町村で取り組んでおりませんが、その理由としては、中山間地域の直接支払の事業を行っておりまして、それ以外の事業に対応できないということです。また財政的に困難、これは一時的な困難により取り組まないということがあります。

また、制度に賛成できないという意見がありまして、それが3町村あります。そのほか、既に他の事業でやっているということで、浜通りの方には電源交付などがありまして、それで取り組んでいるということがあり、計12市町村になります。

また、先ほどカバー率のばらつきというお話がありましたが、ばらつきの件についてお話をさせていただきます。

本体策により取り組む市町村というのは、やはり首長さんが一生懸命に事業を推進していくというところについては高いカバー率になっております。それ以外のところにつきましては、各集落が行政に任せているということがございまして、そのためにこうしたばらつきが出てきているところがございます。

また、そのほかに市町村の財政的な制約があるということで、予算があまりないので、これくらいなら取り組むるところがあり、面積の制約を受けている市町村がいくつかあります。具体的には会津若松市や玉川村などは予算の制限がありまして、その中でできる面積に取り組んでいるということがございます。

また、今回、組織の立ち上げにあたってどのようなことをやってきたのかという話ですけれども、18年度にすべての市町村と意見交換を行ってきました。そのほかJAや土地改良区など、農業に関係する団体への説明会を行い、行政区長さんや地域の代表者の方々に対する研修会などをいろいろ実施してきました。それで、今回上がってきたところでこのような数字になっているところです。

また、傾向などについてですが、やはり基本的には、町で全体を推している町村、例えば飯舘村さんとか、西会津町さんとか、こういうとこ

ろはかなり高くなっています。それ以外のところは、地域の代表者の方が取り組もうというまとまりがあるところが上がってきているのが現状です。

座長 はい。塩谷委員、よろしいでしょうか。では、補足があればお願いします。

事務局 (佐藤主任主査) 核となる組織というお話がありました。それにつきましては、農業者と非農業者で構成されるということですが、やはり農業者の方が主導的な立場ですので、農事組合が基礎として活動組織が成り立っているという事例が多く見受けられます。

座長 塩谷委員、どうぞ。

塩谷委員 実際的には12市町村ですが、いろいろな理由があるということでした。そもそも政策に賛成できないと首長さんが判断されているところがいくつかあるということですが、その具体的な理由を、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

事務局 (宗形主幹) 制度的に賛成できないというのは、今まであった「結い」の精神が壊れるというのが一番多いようです。

塩谷委員 それは、要するに農業者以外の方が入ると壊れるということでしょうか。

事務局 (宗形主幹) 農業者以外の方が入るとするのがもともとのこの制度ですし、これまでは集落単位でいろいろと、例えば道普請をやっていたのですが、この制度では交付金が支払われて、日当なども払うことができるという中で、そういうお金に頼るといことになってくると「結い」の制度が壊れるというような事情です。

座長 逆にいえば、まだお金をもらわなくてもやれるところがあるということですね。非常に数は少ないですが。塩谷委員は今の説明でよろしいですか。

塩谷委員 はい。

座長 ほかにいかがでしょうか。

進士委員 54ページですけれども、東北6県を比較している棒グラフがありますが、福島県の場合を見ると6番目でしょうか。

反対に、奥の東北というか、山形、秋田、青森は若干、福島県の次ぐらいだと思いますが、この辺の分析はどのように解釈すればよろしいのでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

座長 お願いします。

事務局 (宗形主幹) 確かに、東北の中では、取組面積につきましては5位、青森県より少し多いという状況がございます。これは、さまざまな要件はあるのだと思いますが、やはり、この対策に対する重要性と申しますか、県の中でどれだけ重点を置いていくという姿勢もあると思います。また、この中でも秋田、山形といったところは、農村の問題が差し迫っているという見方をしております。

座長  
羽田委員

ほかにかがでしようか。

先ほど、首長さんが賛成できないところがありましたね。それは、実際にそういうところでは対応できているという現実があるから、そうおっしゃっているのでしょうか。

座長  
羽田委員  
事務局  
(宗形主幹)

「結い」でやっているのかということですね。

はい。この制度を利用しないだけの実力があるのかということです。

現況を見ていますと、やっておられます。隅々まで確認はできませんけれども。

羽田委員  
事務局

そういうのは何町村ぐらいあるんですか。

3町村です。

羽田委員  
佐藤和子委員  
事務局  
佐藤和子委員  
事務局

具体的な名前を聞きたいですね。

可能であればお願いします。

1つは南会津町、もう1つは相馬市、それと矢祭町です。

南会津などは面積が広いですが、大丈夫なんでしょうか。

南会津は、中山間直接支払の方でも取り組んでおりますので、そちらでも引き続いてやっている部分もあるからということはあると思います。

佐藤和子委員

一番大変なのかなと思ってお聞きしたら、現実はそうではないですね。分かりました。

座長  
進士委員  
座長  
進士委員

ほかにかがですか。

意見や感想でもいいでしょうか。

構いません。

この事業に関してなのですが、これ以外にもいろいろ農村地域を支援する事業がたくさんあると思います。農山村地域の環境を維持して次の世代にバトンがうまく伝わり、農山村がにぎやかに元気になれば問題はないと思います。その1つの手法がこの制度の導入であるのかなと私は解釈しています。

まず、資料の最後の方にもあるように、新聞紙面やマスコミ等々でPRや告知をされていると思いますが、こういった現状は、まだまだ首都圏の人たちに知れ渡っていないと思います。実際に、県知事も推進している二地域居住であったり、都市と農村の交流というところでも、もっと一般の人にも知ってもらって、都市部の人にもぜひ参画してほしいというPRが必要なのかなというのが1点です。

また、これに取り組んでいる事例の交流会であったり発表会であったりというものが資料にあります。それは大事なことであると思います。

3つ目としては、書類の整理だとかという点については、地域の認定農業者についても浸透しているところだと思いますが、営農マネジメントであったりコーディネーターの人材を地域で育成するような動きも、ぜひ行ってほしいと思います。

もう1つは、機械作業が多くなってくると、どうしてもリスクも高く

なってくると思うので、安全管理面のリスクマネジメントについてです。事故があっては、こうしたものにブレーキがかかってくると思いますので、安全管理面と意識の向上について、予算の項目では保険代は見ていると思いますが、保険関係の充実等々もお願いしたいと思います。慣れているからというところに大きな落とし穴があると思いますので、そういう点についてご説明を聞きたいと思います。

座長

今の進士委員の感想といいますか、その中で、今回の事業の対象になるものと、ならないけれども、今後、県の方としてどうしていくのかということの2種類あると思います。

まず、進士委員が発言した中で、例えばPRのことだとか、いろいろなことを言われましたけれども、この事業の対象になり得るものというのがありますか。

事務局

(宗形主幹)

今、4つほど言われましたけれども、すべて対象になっております。先ほどの広報ですが、今、取り組んでいる方たちには、この趣旨については十分に浸透していると思います。

ただ、一般の方たち、この活動に参加していない方たちにどのように広報していくかということが大事だと思っております。行政が一方的に広報すると、また県がやっている、行政側がやっているということになってしまいますので、できるだけ、今、活動している団体の方から情報を発信していただくということをお願いしたいと思っております。県では、そういう場を提供することなどを考えていきたいと思っております。

座長

事務局

(宗形主幹)

受け止められるということですね。

どうしても、県が、行政がやっているということになると、お任せになるということがありますので、そういうことかなるべくないような方法を取っていきたいと思っております。

また、発表会や交流会については、各方部で、また県全体でもやっておりますけれども、また来年になれば、引き続きいろいろな発表会をやりたいと思っております。

また、書類の整理につきましては、先ほど参事から話があったと思いますが、今年度分につきましては、システムを提供してきました。それを今年度は直すわけにはいきませんので、従来どおりやっていきたいと考えておりますけれども、来年度、20年度からにつきましては、事務簡素化に合わせるようにシステムを変えて事務量を半減に近い形に持っていくよう努力したいと思っております。

人材育成に関しては、先ほどの交流会や研修会などの機会でも人材育成をやりたいと思っておりますし、行政としてもその辺はバックアップして、地域協議会と一緒にやって人材育成のための研修会もやっておりますので、引き続きやっていきたいと思っております。

また、機械作業等のリスクマネジメントや安全管理についてですが、これについては意識の問題ですので、できるだけ我々もリスクを回避す



る方法などを浸透させるとともに、取り組みにあたっては団体で入る損害保険ができておりますので、できるだけそうした保険に入っていただくようにしております。

座長 今後のこの委員会の点検項目になるかと思えます。ほかにいかがでしょうか。

塩谷委員 個別事例に関して3点ほどお伺いしたいと思えます。

1つは、写真の中に町道あるいは市道への植栽というものが出てきましたが、先ほどの資料を見たときには農道ですとか、かなり農用施設に限定されているような形でしたが、そうした自治体が管理するようなところも対象になるのかどうかということです。

2つ目は、非農業者の方が、実際にこうした活動にどのようにかかわっているのかということがよくわかりませんでした。スライドの中では子供たちが水質の調査をしているというのはわかりましたけれども、実際に構成員を見ると、女性会であるとかの団体が書いてあります。

写真を見る限り、草刈りであるとか、あるいは水施設の点検等は、なかなか農業者でないと難しいのではないかと思います。そうすると、非農業者の方が実際にどのように活動にかかわっているのか、もう少し具体的に説明していただきたいと思えます。

3点目は、交付金の使途です。資料を見ると、例えば川俣の場合には500ha以上ということで、かなりの面積になって、交付金の額も1千万を超えていると思えます。先ほど、日当等にも支払えるということがありましたが、具体的にどういうところに使われているのかということをお教えいただきたいと思えます。

座長 はい。3点の質問がありましたが、お願いいたします。

事務局 (宗形主幹) 1点目ですが、市道などについての景観形成の活動は対象になるのかということですが、基本的には農道や市町村道については、地元密着の道路ということで対象になっております。

ただ、ならないのは国県道、河川です。建設省が所管しているものがありまして、縦割りの事業がありますので、そういうものは原則として対象になっておりません。

2点目です。非農業者の方がどのようにかかわっているのか、具体的にというお話でした。

まず、非農業者のかかわりという部分では、基礎的活動と、その上にある誘導部分の農地・水向上活動、また農村環境向上活動という3つの活動がありますが、基本的に誘導部分、つまり今までやっていた地域内の道路とか、水路などありますが、それと農村環境向上活動に非農家の方が参加しておられます。

一方、誘導部分の専門的活動となる農地・水向上活動という部分で水路の点検や補修というものですが、この部分は農業者が主にやっておられます。

非農家の方のかかわりを一般的な形でいいますと、誘導部分などの環境向上活動に出てきているものは、日当として、時給800円とか600円という形で支払うことになっているところがあるようです。

塩谷委員  
事務局  
(宗形主幹)

交付金についてお願いします。

3点目の交付金ですが、どのようなことに使われているかということですが、先ほど交付金の費目というものがあったと思います。日当、機械経費、物材費、委託費、アルバイト等賃金、役員報酬などがありますが、一番多くかかっているのは人件費ということで、先ほどの誘導部分の活動、農地・水向上活動、農村環境向上活動ということですが、誘導部分にかかわるものについては日当という形でお金を出しております。

ただ、今年度の場合、初年度ですので、ある程度、事業をやるために必要なものということで、パソコンを購入したり、プリンターを購入したり、中には草刈り機を購入したりということで、活動に使うための備品なりを買っているケースが多く見られます。

そのほか、役員報酬といったものに使われたり、委託費関係ということで、例えば機械で泥上げをするときには、地元の建設会社に委託したり機械を借り上げるという部分にお金がかかっているような状態です。

座長  
塩谷委員

よろしいでしょうか。

1点付け加えさせていただきたいのですが、先ほど、羽田委員の方から、消費者サイドから見てということですが、実際に支援を受けている農業者であるとか、あるいは地区の方は、この制度をどのように受け取っているのでしょうか。

書類をつくるのが大変だといったことがありましたけれども、こういう形で支援を受けるということについて、使い道でもいいですし、あるいは、これをきっかけに非農業者と共同で作業ができてよかったとか、逆であったとか、少し生の声が分かればいいのかと思います。

事務局  
(宗形主幹)

年度当初に、昨年度は実験事業ということでいろいろやられた町村が16地区ほどありましたので、16地区の中で2地区ほど聞き取りをやってきました。

その中で、この対策を始めて何がよかったかということ、みんなが集まる回数が増えたということでした。今まで年に数回とか、集まって話をするんですけども、農業者だけの集まり、また非農業者の集まりも増えているのですが、まず、地区内での集まりが増えたということで、いろいろな話ができるようになったといういい話は聞いています。

それによりまして、この事業でできるものだけでなく、今度はお祭りをどうするかとか、そういう話にまで発展していくということで、集まる回数が増えたことがよかったということでした。

そのほか、やはりお金をもらうということで、今までこんなに大きなお金をもらったことはなかなかないと思うのですが、地区に入ってくる

お金は一定の交付金のようなものはあるようですが、それ以上に入ってきていますので、今回新たに生態系保全などということで、ビオトープなどを新たにつくって子供たちの学習の場を提供したり、地域では広報などのために看板を立てたり、そういうことにもいろいろ取り組んでいるようです。

今のところマイナスの意見は聞いていません。ただ、事務が煩雑だという話は今でも出ています。今後、これをやっていくのは大変だという話は、私たちの方にまではまだ聞こえてきていません。

座長

今のところはいい声しか聞こえていないということですが、やってみて、いろいろ改善をしながら進めていくということになると思います。

佐藤和子委員

これは5年ということだったのですが。こういうことで始めて大きなお金も入って、継続するときにはどういうふうになるのでしょうか。

座長

5年後という意味ですか。これが終わったらどうなるのか、金の切れ目が縁の切れ目になるのかということですね。

佐藤和子委員

こういうお金が、長期的に10年とか20年とかもらえるのであれば、それを積み立てることができると思うんですね。ただ、5年という年度でやめたということになってしまったりするならば、その後はどうなるのかと。

事務局

(角田参事)

今回の交付金事業ですが、5カ年間の間に、最終的にはNPOを立ち上げるといったことまでの構想がなされています。つまり、今は何もないところで、交付金を介在しながらこうした活動をやっている中で、新しい組織をつくっていく、新しい「結い」をつくっていくというのが根底にあります。

そういったことで活動を進めていこうと考えていますが、国の方では、前段の第三者機関の設置の中でご説明をさせていただきましたが、中間年度で、まず県の方で、今までやってきた活動について評価をいただき、それを国の方に進言するようになりますけれども、国の方では、国の第三者委員会を開いて、その評価をして、それ以降についてどのようにつなげていくかということをご構想しているようです。

くどくなりますけれども、基本的にはこうした活動を通じて新しい組織づくりというのでしょうか、交付金がなくても持続できるような組織づくりをしたいということが根底にあります。

佐藤弘子委員

農業が今、置かれている状況は、これだけの集落組織があっても、いろいろな顔を持っていると思います。みんな同じではないと思うんですね。だから、その地域の違いばかりではなくて、同じ地域でもA型、B型、C型という集落があって、水や農や環境に目を向けたりするという施策の目玉になっている部分があるのですが、その地域に行くと、自分の地域に、農業あるいはそこに住んでいる人が、持続して、これから先もその集落の人たちが楽しく住める。当然のことながら、都市住民の方々や、そこに住んでいる非農家の方々が楽しく住める環境をどうやって

いったらいいかということから足を踏み外すと、その補助金をもらうための活動に終始してしまう。

そうすると、今、佐藤さんがおっしゃったように、その先はどうするのかというギラギラとしたことだけで地域を振り回すと、なかなか萎縮してしまってもうまく進まないだろうと私は思います。

ならば、どうすればいいのだろうということですが、県の方も当然のこととして「これをやれば金が出るよ」とか「ここまでやればこのくらいの補助率があるよ」というさじ加減も非常に大切ですがけれども、それよりも大事なものは、「このことは金なんていらぬ、俺たちは楽しくてしょうがない」「県から金をもらわなくて大事なことだ」「補助金なんていらぬ、でもやめられない」と、その地域ごとにどうにも止まらないで乗っていけるような支援の方策です。

これは始まったばかりなので、関係者が寄ってたかって、しかめっつらで物事を進められるより、楽しいな、おもしろいな、やめられないな、日当なんていらぬぞ、やたらうんと気持ちよかった、そういう関係をつくっていかないと、そこでつくった農作物も、例えば営農活動しても、金をどんどん取るという目が変わっていくと、消費者が納得できない。

楽しそうにやっているところには福の神がいっぱい入ってきます。事業が始まったばかりなので、この事業は集落に入ってみますと、自分たちのプライドの柱を立てたがっているんです。そういう形ではなく、A型、B型、C型というように立っていくような支援の方策を工夫して、見守っていったら面白いのではないかと思います。

分かりやすくいえば、限界集落になったところで、頭を抱えて、怖い顔をしていたのではだめです。「そこで俺らは死ぬんだよ」といったら、ここで死ぬということは、死ぬまで生きるってということなので、だったらどうしたらいいかということが考えられるし、街なかの非農家の人たちがいっぱいいるところで、これはチャンスだと農業の面白さを売り込むとか、そういうことで、もう少し弾力的に幅を持って、「補助金の対象にならないようなこともやってみようじゃないか」というプログラムづくりをやっていくと楽しくなるのかなと私は思います。

集落に入っていくと、農地と水と環境というのは、そういう意味ではまたとない事業の切り口だと思っているのですが、いかがでございましょうか。

座長

あるべき姿だと思います。ここでの第三者委員会の大きな視点だと思います。ですから、うまくお金が使われたかということではなくて、これによって、いったい農村や農道、水といったものがいかによくなっていくかという、それが点検する視点だと思います。

佐藤弘子委員

発言してよかったです。ぜひ、私たちもこの評価委員会で、そういう目で見守りながら、弾力的な発想を、計画書づくりのアドバイスとか、

実際に活動するときには、非農家の人たちの参画の仕方はいっぱいあると思うし、その地域ならではの個性ある活動のモデルがいっぱいできると、もっとこの方がいいという発想が出てくるのかなと思って、事前に資料をいただいたので読ませていただいていた。

座長 その辺のところは整理して、国の方にも意見として挙げていくようにしたいと思います。

佐藤弘子委員 そうすると、面白い事業展開ができるのかなと思います。

座長 そうでないと、我々第三者委員会も、面白味も何もなくなりますので、我々が楽しめるような委員会に、ぜひしたいと思います。

羽田委員 今おっしゃったように、農村もそうだけれども、都市でも孤立したお年寄り、対人関係があまりないという方がいっぱいいるわけですよ。そういうところに楽しみとか、農村であれだけ生き生きしているのだから、私たちが近くの道路に花を植えてみて、きれいだと誰でも気持ちがいいわけです。そういう環境をつくるような方向にも働きかけていけなかなと思います。

私は見ていて、これってもったいないなと思って見ているのは、小学校で畑をつくっているんですけども、今の先生方はお忙しいし、若い先生だと農業は全然関係ないですよ。だからサツマイモの苗とかジャガイモとか、植えるのは植えるんですけども、その後の管理が、収穫までほとんど手入れしないんです。だから、そろそろ収穫といっても、いいものは出てこないわけです。

やはり、植えたものは大切に育てていくんだという教育も、私は渡利ですけども、あそこだって農業者がかなりいるはずなんですけれども、そういうところまで手が回らないというか、学校は学校で、学校にじいちゃん、ばあちゃんが来てもらっては困るという発想が先生方にあるみたいです。

そうではなくて、学校というのはいろいろな人が出入りして、楽しいところなんだというものにする方向があれば、今の学校の問題もかなり解決する面があるんじゃないかと思います。

実際に作物を育てたり花を育てたりすることは、本人にもプラスになることで、木があって、きれいな水があって、生活を豊かにするという発想になってもらわないと、デジカメだけでは豊かという感じにはならないと思うんです。

そういう部分を踏まえてこういう活動を進めていただければ、みんなが福島県に住んでよかったと感じると思うので、そういう視点もぜひ入れていただきたいと思います。

座長 今日出た意見について、事務局の方で整理をしていただいて、繰り返しになりますが、恐らくこれが第三者委員会としての点検する視点になるのだらうと思います。今後とも、我々も楽しくやっていきたいと思えます。事務局側は大変ですけども、よろしく願いいたします。

さて、まだいろいろあるかもしれませんが、予定された時間が過ぎておりますので、今日のところはこれで終了させていただきたいと思っております。

その他ということで、今後のスケジュールを含めて事務局からお願いいたします。

事務局

(佐藤主任主査)

お手元の資料の113ページでございます。平成20年度におきましては、第1回委員会を5月下旬に開催して、19年度の最終的な実施状況の点検をしていただきます。また、20年度の交付予定を聞いていただきます。

第2回委員会ということで、11月上旬ごろに現地の視察をしていただいて、活動組織代表の方と意見交換をしていただくことを考えております。現在、相双管内を予定しております。

第3回委員会ということで、今回と同様に21年の2月上旬に21年度のスケジュール、20年度の交付状況の点検をやっていただく予定としております。よろしくお願ひいたします。

座長

来年度3回予定されているということですので、よろしいでしょうか。

それでは、長時間ありがとうございました。

司会

委員の皆様には長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会の第1回委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)